

# 宿泊税における宿泊料金の考え方

## 〈手続きにあたってご確認ください〉

Q 1

### 「1人1泊につき6,000円以上の宿泊」とは？

1人1泊につき6,000円以上の宿泊の有無は、食事代や消費税・入湯税などを除いた素泊まり・税抜きの宿泊料金により確認してください。

宿泊料金に含まれるもの	●宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わらず請求される金額 例)清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代等及びこれらに係るサービス料、奉仕料
宿泊料金に含まれないもの	●宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設(客室を除く。)の利用等の対価に相当する金額 ●消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ●立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例)自動車代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代等 ●宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

Q 2

### 食事代込みの料金設定しかない場合は？

各宿泊施設においてその実態に応じ、適切に宿泊料金と食事代を分けて宿泊料金を算定します。

なお、食事代の除外がどうしてもできない場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

Q 3

### 宿泊料金の割引きや宿泊に対する補助金・助成金などがある場合は？

宿泊施設が自ら通常の宿泊料金の一定割合又は金額を割引きした場合には、割引き後の額を宿泊料金とします。

宿泊に対する補助金・助成金等、宿泊者以外の第三者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額がある場合には、その第三者が支払うべき額と宿泊者が支払うべき金額とを合算した額を宿泊料金とします。

Q 4

### 1人当たりの宿泊料金の設定がない客室の場合は？

1室を単位として料金が設定されているなど、1人当たりの宿泊料金の設定がない場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。

☞ 手続きや宿泊料金の考え方に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

●阿智村役場出納室 税務係 TEL：0265-43-2220

●阿智村ホームページURL：<https://www.vill.achi.lg.jp/site/syukuhakuzei/>

